

【 検 査 】

３ ９ ５ 一般検査（内視鏡検査前）の算定について

《令和 6 年 1 2 月 2 7 日》

○ 取扱い

- ① 内視鏡検査前の一般検査としてD005「5」末梢血液一般検査の算定は、原則として認められる。
- ② 内視鏡検査前の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) D006「4」フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量
 - (2) D011「1」A B O血液型、R h（D）血液型
 - (3) D015「1」C反応性蛋白（C R P）定性、C反応性蛋白（C R P）
 - (4) D208心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導

○ 取扱いを作成した根拠等

内視鏡検査の実施に当たっては、事前に患者の全身状態をチェックの上、実施の可否を判断する必要がある。

末梢血液一般検査は、全身状態の一次的チェックに有用な検査であると考えられる。

一方、②の検査については、内視鏡検査の目的及び手技内容から、その実施の可否の判断に用いる検査としての医学的必要性は低いと考えられる。

以上のことから、内視鏡検査前の一般検査として①の検査の算定は認められ、関連する傷病名のない場合の②の検査の算定は認められないと判断した。